

校章の由来



学区内の氏神様・左馬神社は、鎌倉幕府の郷土で、源氏ゆかりの家臣が村人と協力して、橋戸地区の神域を構え、源頼朝を祭神としたといわれています。昔より子ども好きな神として氏子より非常な人気があります。その神社の家紋にあやかり、ささりんどうをデザインしたものです。

— 学校教育目標 —

「未来を創造する人を育てます」

- ・自ら考え、未来を切り拓く力（知識・経験）を育みます。 【知】
- ・互いに高め合う態度を育みます。 【徳】
- ・未来を生き抜くたくましい心身を育みます。 【体】
- ・協働を通して地域や社会に貢献しようとする態度を育みます。 【公】
- ・グローバルな視野を持った未来社会の担い手を育みます。 【開】

開校記念日 11月22日

目 次

校章の由来・教育目標	1
横浜市歌・校歌	2
本校の沿革	3
SDGsで考える下瀬谷中学校基本精神	4
基本精神	5
生徒会規約	6
各委員会の主な活動内容	9
生徒会組織図	10
生徒会役員選挙規定	11
保健室の利用	
暴風・大雪の「警報」発令時における生徒の安全確保について	12
自動販売機のルールについて	13

横浜市歌

作詞 森林太郎（鷗外）

作曲 南 能衛

わが日の本は島国よ
朝日かがよう海に
連なりそばだつ島々なれば
あらゆる国より舟こそ通え

されば港の数多かれど
この横浜にまさるあらめや
むかし思えば とま屋の煙
ちらりほらりと立てりし処

今はもも舟もも千舟
泊る処ぞ見よや
果なく栄えて行くらんみ代を
飾る宝も入りくる港

下瀬谷中学校校歌

作詞 小島 喜一

作曲 曾我 晃也

1. 山なみ青く 天高く
希望にもえたつ 若人われら
宇宙に知恵の 眼を開き
新たな世紀に 生きる喜び
2. 笹りんどうの 紋どころ
ふるさと愛する 若人われら
心身清く たくましく
自律の歩みを 誇る学園
3. 港の未来 かがやかに
潑刺はたらく 若人われら
世界の友と 海こえて
幸せひらこう 歌を交わそう
緑のみどりの 丘の上
われらの母校 下瀬谷中学

本校の沿革

昭和41年10月12日、瀬谷中学校の生徒増により、南瀬谷中学校が誕生した。しかし10年そこそこでマンモス化し、昭和53年には方面校開校の署名が行われた。以後、建設促進委員会の発足、第2回署名運動とその気運は高まり、昭和57年5月14日、学校用地についての調印が行われた。そして9月20日には学区が決定された。

昭和57年11月22日 工事着工

昭和58年4月1日 南瀬谷中学校内に下瀬谷中学校同居にて開校（2、3年生669名、職員43名）

同 4月5日 第1回始業式、入学式（1年生320名が入学）

同 6月24日 標準服制定

同 7月12日 校章制定

同 8月26日 新校舎落成記念式典

校旗が寄贈される

同 9月21日 第1回生徒会役員選挙

第1期生徒会発足

昭和58年11月22日 開校記念日

昭和59年1月28日 校歌制定発表会

同 11月1・2日 第1回文化祭

平成4年9月4日 格技場落成記念式典

創立10周年記念式典

平成5年4月1日 基本精神施行

平成9年4月1日 生徒会規約一部改正

平成14年11月16日 創立20周年記念式典

平成23年10月 「下中生が安心して過ごせる学校づくり（SAS）の会」発足

平成24年11月 創立30周年記念式典

平成28年4月 3学期制実施

令和3年10月1日 下瀬谷中学校地域学校協働本部 設置

令和4年10月1日 下瀬谷中学校学校運営協議会 設置

令和4年10月20日 創立40周年記念式典



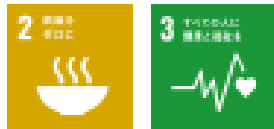
SDGsで考える

下瀬谷中学校 基本精神

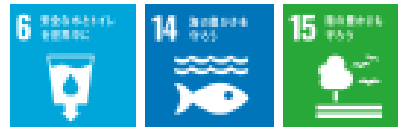
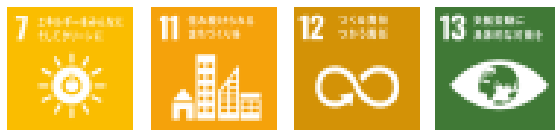
第一条 全ての人の人権を尊重する。



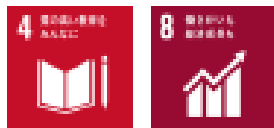
第二条 生命の尊厳を知る。



第三条 地球環境の保護を考える。



第四条 自ら学び、互いを高める。



第五条 民主的な自治活動を目指す。



2026年 下瀬谷中学校生徒会本部

下瀬谷中学校 基本精神

下瀬谷中学校の生徒は、同じ未来を担う仲間であり、共に困難に立ち向かい、それらを乗り越え、互いに認め合い、高め合っていくことを目標としています。

私達は下瀬谷中学校の生徒であるという誇りと自覚を持ち、この学校を、一人一人が自立して生きていく成長の場とするために、次の事を基本精神として掲げます。

第一条 全ての人の人権を尊重する。

私達には、自由に物事を考え行動する権利が平等に与えられています。学校生活、すなわち集団の中でも、一人一人が尊重されなければなりません。しかし自分の権利のみを主張するのは、自分勝手な行為です。またどのような理由であっても他人を差別したりそれを見逃すことは、差別された人の自由を制限することになります。自由と平等の間には、密接な関係があります。私達は、それを自覚し、互いの個性を尊重し、認め合っていきます。

第二条 生命の尊厳を知る。

私達一人一人の生命は、とても尊いものです。私達は、この世に生を受け、自分自身の生命力と周囲の愛情に支えられ、成長してきました。この先幾多の困難に出会っても、それらを乗り越えていくために、私達は、生命の重み、厳しさを考え、自分そして互いの生命を大切にすることを学んでいきます。

第三条 地球環境の保護を考える。

私達の生命は、地球という大きな存在のもとにあり、人間は大昔から地球の自然の恵みを受けながら、共に歩んできました。しかし人間の活動は、今や地球全体に大きく影響し、それが将来の私達にとって重大な問題になろうとしています。私達は、地球について深く考え、現状を見つめ直すことが必要です。これを身近な問題としてとらえ、私達のできるのところから取り組んでいきます。

第四条 自ら学び、互いを高める。

私達には、「学ぶ権利」が保障され、学校という場が与えられています。「学ぶ」とは、知識を得てそれらを基礎とし、仲間同士互いを高め合う中で自分自身をよく知り、それぞれの夢を発見し、自分の人生に向かっていく勇気と力をつかむことです。私達は、学ぶことの素晴らしさを知り、自ら学んでいく態度を持ち続けていきます。

第五条 民主的な自治活動をめざす。

私達は、生徒会活動や学級活動などのあらゆる活動において、一人一人の意見を尊重しつつ、みんなで話し合い、みんなで決定し、協力して実行する民主的集団を作るよう努力していきます。

下瀬谷中学校生徒会規約

第1章 名称

第1条 この会は、横浜市立下瀬谷中学校生徒会といたします。

第2章 目的

第2条 この会は、会員の自主的な活動によって学校生活を楽しく豊かなものにするを目的とします。

第3章 活動

第3条 この会は次の活動を計画し、行います。

1. 楽しく規律正しい学校生活をするための自治活動。
2. 学校行事にすすんで参加し協力するための行事活動。
3. 会員全体や地域社会の幸福に役立つための奉仕活動。

第4章 会員

第4条 この会は、横浜市立下瀬谷中学校の全生徒を会員として組織します。

第5章 役員

第5条 この会に次の生徒会本部役員をおきます。

会 長 3年1名

副会長 3年1名 2年1名

書 記 3年1名 2年1名

会 計 3年1名 2年1名

第6条 役員は、別に設ける生徒会役員選挙規定にもとづき本会員より選出されます。

第7条 役員の任期はその年の生徒会本部役員認証式より、翌年の生徒会本部役員認証式までとします。

第8条 会長はこの会を代表します。

第9条 副会長は、会長を助け、会長に支障があった場合は会長の代理をつとめます。

第10条 書記は、この会の記録を作り、運営に必要な資料を作成します。

第11条 会計は、この会の会計事務を取り扱い、総会において会計報告を行います。

第12条 役員に欠員の生じた場合は、任期の半分を終わっていない場合のみ補欠選挙を行います。

第13条 役員選挙の実施細目は、別に設けることにします。

第14条 役員の選出は選挙規定にもとづき選挙管理委員会が運営にあたり、生徒会員が行います。

第6章 総会

第15条 総会は、年1回以上必要に応じ生徒会本部が招集します。

第16条 総会は全会員をもって構成し、この会の最高議決機関とします。

第17条 総会は次のことを決議します。

1. 年間行事

2. 予算

3. 規約

4. その他この会の細則で定めること

第18条 総会は全会員の2/3以上の要求があれば、生徒会本部は総会の招集を決定しなければならないとします。

第19条 総会の議長団は評議会の議長団をもってあてます

第7章 全校評議会

第20条 全校評議会は総会につぐ生徒会の議決機関で毎月定期に開きます。

ただし会長の招集により、必要に応じて臨時に開くことができます。なお評議員の2/3以上の要求があった場合、全校評議会を開かなければなりません。

第21条 全校評議会は、学級から評議員1名、各常任委員長で構成し、重要事項を審議します。議長団は評議員の中から互選されます。ただし、生徒会役員は全校評議会に出席しなければならないとします。また評議員以外の会員は傍聴もできます。

第8章 学年学級委員会

第22条 学年学級委員会は各学年の学級委員によって構成されます。ただし必要がある場合は、各常任委員会の代表は学年学級委員会に出席しなければならないとします。

第23条 学年学級委員会は、学年の行事や諸問題についてを必要に応じて話し合い、毎月定期に開きます。また必要に応じて臨時に開くことができます。

第9章 学級会

第24条 学級会は生徒会活動の討議と実践の母体とします。

第25条 各学級会には、評議員1名、学級委員男女各1名をおきます。

第26条 学級役員は4月10月を改選の時とし、年2期制とします。

第10章 常任委員会

第27条 この会には、常任委員会をおきます。

各常任委員会の人数・任期は次の通りです。

生活環境 各学級2名 任期 半期

保健安全 各学級男女各1名 任期 半期

視聴覚 各学級1名 任期 通年

福祉 各学級1名 任期 半期

図書 各学級2名 任期 半期

第28条 前の条の常任委員会の他に、さらに生徒会活動を充実させるために特別委員会（選挙管理委員会、体育祭実行委員会、学校祭実行委員会、等）をおくことができます。

第29条 各常任委員会は毎月1回以上開催します。

第30条 任期は、一部の委員会を除いて4月、10月を改選の時とし、年2期制とします。

第11章 決定

第31条 生徒会のどの会議も2/3以上の出席を必要とします。決議は出席者の過半数の賛成をもって成立します。賛成、反対が同数の時は議長が決定します。

第12章 会計

第32条 本会の会計は生徒会費をもってあてます。

第13章 顧問

第33条 この会に顧問教師をおきます。

第34条 委員会に1名以上の顧問教師をおきます。

第14章 改正

第35条 会則の改正は全校評議会の2/3以上の賛成で全校評議会が発議し総会に提出し、出席会員の過半数の賛成を必要とします。

第15章 弔慰

第36条 本会は、別に会員に対して弔慰規定を設ける。

弔慰規定

生徒会規約 第36条にしたがい弔慰規定細則を設ける。

○会員の両親または本人が死亡した場合、香典を送る。

○災害にあった場合見舞金を送る。

第16章 細則

第37条 この会の運営に必要な細則を決めることができます。ただしこの規約に反する細則は定めることができません。

付則この会則は昭和58年9月1日から施行します。また、平成9年4月1日、令和2年4月1日より一部改正されました。

各委員の主な活動内容

【評議員】

- ・ 全校評議会への参加 ・ 委員会の活動の管理
- ・ 全校の課題についての話し合い ・ 生徒総会の議長団選出、準備

【学級委員】

- ・ 学年学級のよりよい集団づくりを目指して活動する。
- ・ 学年行事の企画運営
- ・ 学年学級の諸問題の話し合い→他の委員会との連携を図る。

【生活環境委員】

- ・ 学校生活をより良くするための話し合い、諸活動（校内環境整備、動植物の世話）

【保健安全委員】

- ・ 保健安全についての PR
- ・ 健康チェック
- ・ 石けん、トイレトペーパーの補充
- ・ 救急法の研修
- ・ 学校保健委員会に参加
- ・ 防災訓練や健康診断の手伝い
- ・ 安全点検

【視聴覚委員】

- ・ 日常の放送活動
- ・ 昼の放送
- ・ 行事への協力

【福祉委員】

- ・ 福祉的奉仕活動

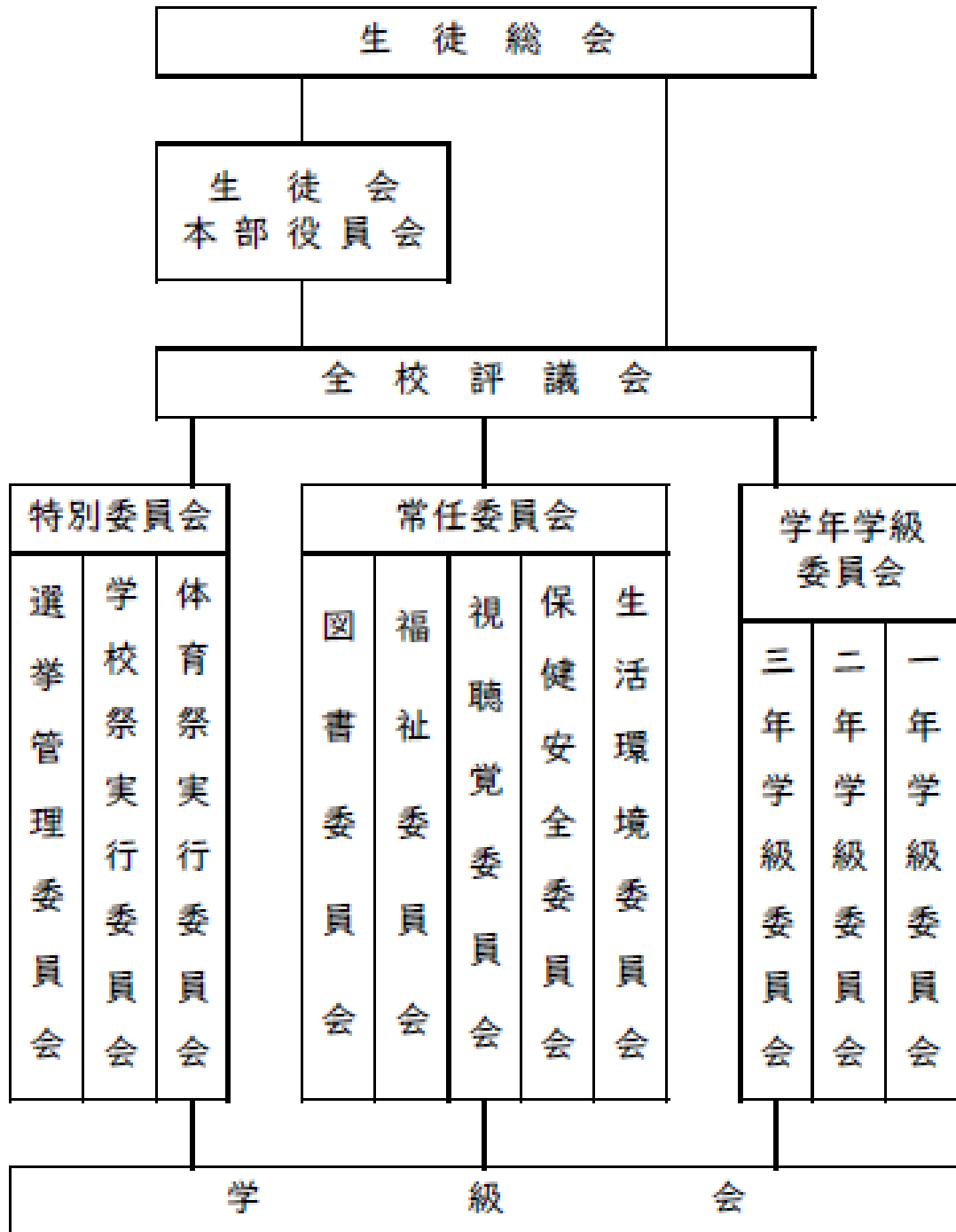
【図書委員】

- ・ 図書館の管理（本の管理および整理）
- ・ 図書だよりの発行
- ・ 図書の貸し出し

【特別委員会】

特別委員会とは、行事を担当し体育祭実行委員会・学校祭実行委員会・選挙管理委員会等があります。

組 織 図



生徒会役員選挙規定

第1条 本規定は、次の役員選挙について適用する。

会長 2年1名

副会長 2年1名 1年1名

書記 2年1名 1年1名

会計 2年1名 1年1名

第2条 会員は、すべて選挙権と被選挙権を有する。

第3条 候補者は、立候補または会員より推薦されたものとする。

第4条 選挙は、12月に行う。

第5条 選挙期日は、選挙管理委員が告示する。

第6条 候補者の届け出は、告示日より適切に設定する。

第7条 選挙は、全生徒の直接無記名投票による。

第8条 選挙は会長、副会長2年、副会長1年、書記2年、書記1年、会計2年、会計1年と順次種別ごとに行う。

第9条 選挙人は、選挙管理委員より投票用紙を受け取り投票する。

第10条 選挙管理委員は、各学級から1名選出し、委員会を構成する。

委員会は、委員長、副委員長、書記をおく。ただし、管理委員は立候補できない。

第11条 選挙管理委員は、次の仕事を行う。

- ・選挙公示
- ・立候補の受け付け
- ・選挙運動の管理
- ・投票所の開設と開票
- ・当落決定の発表
- ・その他

第12条 選挙運動は、次の範囲とする。

- ・放送
- ・立会演説会
- ・始業前、昼休みの活動

第13条 開票の結果、それぞれの上位より定数を当選とする。ただし、同数の場合は、決選投票とする。

第14条 立候補者が定数の場合は、信任投票とする。

第15条 役員に欠員が生じた場合は、任期の半分を終わってない場合のみ補欠選挙を行う。

第16条 その他の細目については、選挙管理委員会で決定する。

保健室の利用

1. どんな時に利用するか。

- ・体の具合が悪い時，ケガをした時。
- ・自分の身体のことや，保健関係で知りたいことがある時。
- ・心や身体の健康のことで悩みや相談したいことがある時。

2. 時間

原則として休み時間や放課後に利用する。

また，利用する際は教科担当もしくは担任に許可を得てから利用する。

3. 付き添いが必要な時は1人までとする。

4. 入る時はロックをする。

中に入ったら用件をはっきり伝え，記録表に記入する。

5. 処置のため授業に遅れた時，休養をしていた時，早退の時は，発行された連絡メモを，必ず教科担任または学級担任に提出する。

6. 室内では先生の指示に従い，静かに行動すること。

暴風・大雪の「警報」発令時における生徒の安全確保について

—生徒の安全を最優先した防災対策—

午前6時の時点で「神奈川県全域」または「神奈川県東部」に「暴風雨（雪）警報」「暴風警報」「大雪警報」「特別警報」のどれかが発令されているときは学校は休みです。
(登校させないでください)
それ以外の警報（大雨洪水警報など）が発令されている場合には，十分注意して登校させるようにしてください。

☆生徒の登校後に「暴風雨（雪）警報」「暴風警報」「大雪警報」が発令された場合，学校や地域の状況に応じて授業時間をくり上げ，速やかに下校または校内に留め置きの措置をとり，生徒の安全確保につとめます。

☆「暴風雨（雪）警報」「暴風警報」「大雪警報」以外の警報については，原則として平常通りですが，各ご家庭の近辺の状況が，危険であると判断された場合は，無理な登校をせず，状況がよくなってから，登校させて下さい。

自動販売機のルール

原則、登校の段階で飲み物を買っておく。

①時間について

5分休憩は使用しない。

中休み 昼食前 昼休み 放課後 が購入可能。

②ゴミについて

ゴミは持って帰るか、自動販売機横のゴミ箱に捨てる。

③買い方について

自分で買いに行く。誰かに買いに行かせるなどはしない。また、誰かにおごるのは禁止。

④お金の管理について

お金は原則自己管理。必要以上に小銭を持ってこないこと。